

大子町立だいが小学校いじめ防止基本方針

平成28年度4月改訂版

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。（「いじめ防止対策推進法」第2条より）

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童を対象に、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

2 いじめ未然防止のための取組

(1) 学級経営の充実

○児童の実態を十分に把握し、児童一人一人の活躍の場や心の居場所をつくるなど、いじめのおきにくい学級経営に努める。

○分かる・できる授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。

(2) 道徳教育の充実

○道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。

○全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

(3) 相談体制の整備

○学級担任により教育相談を行い、児童一人一人の理解に努める。

(4) 兄弟学級交流の実施

○兄弟学級交流の中で、協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。

(5) インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策

○全校児童のインターネットに関する使用状況調査を行い、現状把握に努めるとともに、児童に情報モラル教育をするなどして迅速に対応する。

(6) 学校相互間の連携協力体制の整備

○中学校や幼稚園・保育園・保育所と情報交換や交流学习を行う。

3 いじめ早期発見のための取組

(1) 保護者や地域、関係機関との連携

児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。

また、必要に応じて、町教育委員会、町福祉課、大子中学校、教育支援センター、警察署などの関係諸機関と連携して課題解決に臨む。

(2) 「生活アンケート」の実施

毎学期「生活アンケート」を実施する。また、「生活アンケート」をもとに、一人一人の児童と直接話をして、共感的な理解に努める。

(3) 「いじめ・問題行動の早期発見のためのチェック表」の活用

児童の様子をチェック項目を設け、早期発見に努め、児童の様子に目を配ったり、交友関係や悩みを把握したりする。

(4) 職員集会での情報交換及び共通理解

毎週開催する職員集会で配慮を要する児童について、現状や指導に関する情報交換を行い、理解を図る。

4 いじめに対する早期対応

- (1) いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。
- (2) いじめの事実が確認された場合は、生徒指導対策委員会を開き、対応を協議する。
- (3) いじめを受けた児童を全職員で守り通し心のケアに努めると共に・保護者に対して心のケアや見守りを依頼する等協力して対応する。
- (4) いじめを行った児童には、いじめをやめさせ毅然とした姿勢で指導する一方で、しっかりと寄り添い、いじめを繰り返さないように支援する。また、保護者への助言を継続的に行う。
- (5) いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
- (6) 事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- (7) 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対応する。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

ア いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合

イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合

ウ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合

（「いじめ防止対策推進法」第28条より）

(2) 重大事態への対処

- 重大事態が発生した旨を、町教育委員会に速やかに報告する。
- 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- 組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- 調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報適切に提供する。